



特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム

## 会 員 規 則

特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム(以下「この法人」という)の定款に基づき、会員規則はこの法人の会員の種別、入会、退会、その他必要な細則を定めます。

### 目的及び事業

この法人は、近隣住民に対して、必要とされる支えあい支援に関する事業を住民が主体となってい、様々な関係者と共に、誰もが尊厳を持って生き生きと心豊かに暮らしていくことができる地域づくりを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 地域づくりの企画・運営及び地域住民の交流に関する事業
- (2) 地域住民の学びに関する事業
- (3) 情報・相談に関する事業
- (4) 地域人材発掘・養成に関する事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第1章 会員の種別

この法人の会員は、次の3種とします。

- (1) 正会員 この法人の運営及び事業活動に積極的に参画するために入会した個人及び団体。
  - ・総会、臨時総会で議決権があります。
- (2) 準会員 この法人の事業活動に参加するために入会した個人及び団体。
  - ・総会、臨時総会で議決権がありません。
- (3) 賛助会員 この法人を資金面で支援するために入会した個人及び団体。
  - ・この法人の運営に関わるとは出来ません。

### 第2章 入会

- (1) 入会する者は、入会申込書の提出と次の入会金及び年会費が必要となります。

・入会金 正会員、準会員、賛助会員の個人及び団体 1,000円

・年会費

正会員 個人 3,000円(学生 1,000円) 団体 5,000円

準会員 個人 2,000円(学生 1,000円) 団体 5,000円

賛助会員 個人 1口 5,000円(1口以上) 団体 1口 10,000円(1口以上)

上)

- (2) 会員資格の期間は原則として入会日から毎年3月末日とし、期間満了に退会の申し出がない場合は、会員の資格、責務は自動的に継続されます。
- (3) 既納の入会金、会費及びその他の搬出金品は、返還しません。

### 第3章 退会

会員は、退会届を提出して任意に退会することができます。

### 第4章 会員個人情報について

個人情報は、この法人の会員の入会、継続、退会、情報提供、連絡等の範囲内において適切に使用します。

### 第5章 附則

この会員規則は、平成20年4月1日から施行します。